

「福祉用具レンタル事業所による介護予防事業」意見交換会

番号	事業所	意見	回答
1		払い下げ後に介護度が要介護認定を受けられた場合、再度プランの見直し後、介護サービス開始となっている。(4月11日付けQ&A34) その場合、既に新品の手すりの所有権が利用者に渡っている商品を再度レンタルする事はできないと考えるが、その場合はどのように介護サービスへ移行となるのか。	介護度が変われば、適切な介護サービスを提供することになる。同じ手すりを継続して利用する場合はレンタルは必要ないと考える。入れ替えるかどうかは所有者の希望とケアマネの判断となる。
2		再度介護サービスとなった場合、払い下げ後の同商品(置き型手すり)の入れ替えを行い、介護サービスを再開と仮定した場合、所有権が渡っている福祉用具を処分する事になるのか。若しくはプラン見直しで所有権が渡った手すりは介護保険外で継続となるのか。	介護保険外で継続となる。
3		事業内容の金額について、根拠は市場価格とのことだが(4月11日付けQ&A35) 現状様々な商品の市場価格が不透明な中、下がることもあると考えるといけないのか。それとも最終的な金額が決定した後は変動がないと考えればいいのか。	市場価格が変動することは考えられるため、1年に一回見直しを想定している。
4		現在介護保険対応の福祉用具にはTAISコードが必要となっているが、介護保険外と考えた時安全が確保できるTAISコードがない置き型の手すりでもよいのか。 理由として、今回の事業は再三Q&Aに書かれているが、メーカー買い取りまたは自社所有でないと難しいと思われる。高額で買い取っても償却まで時間が掛かる。あくまでも安全を確保できる商品があれば、それでもよいのか。	1年間レンタルしたのちにその福祉用具を払い下げすることになるため、TAISコードがある物を譲渡してもらうこととなる。
5		一回目のアンケートで既に導入がすぐに可能とお答えになっている事業所もあると思われる。地域包括、ケアマネージャーがすぐに導入可能な貸与事業所への変更をすることもあると考えるが、それを理由の変更は問題ないのか。	問題ない。

6		<p>「レンタルする福祉用具は新品の物に限る」とあるが、この事業の対象とならないケース、例えば、「手すり」と「歩行器」の両方を利用する場合や、「手すり」と「ヘルパーサービス」を利用する場合でも、レンタルする最初の時点で新品を貸与しないといけないのか？それとも、「手すり」のみのサービス利用になった時点で新品に入替をするのか？</p>	<p>本事業の対象とならないケースの場合は手すりのみの利用に変更になる時期は不明である。よって、本事業に参加していない事業所であれば、そのままレンタル継続の可能性が高いが、参加している事業所であれば、福祉用具の利用年数によって、そのままの福祉用具を譲渡するのか新品に変更するのか判断が必要になる。</p>
7		<p>新品の定義は、当初「手すり」のみのレンタル希望ということで新品を納品、その後、追加で「歩行器」や「ヘルパーサービス」を追加利用。2年後に「手すり」以外のサービスをやめた。この場合の「手すり」は新品扱いとなるか？また、2年後ではなく半年後や3年後は？新品の定義は何年か？</p>	<p>このケースの場合は他のサービスを開始した時点で一旦リセットとなり、手すりのみのサービスとなった時点で新品を納品。1年後にそれを譲渡すると考える。</p>
8		<p>新品を1年間レンタルした後、この事業を選択された利用者が、半年後のモニタリングの前に亡くなった。引っ越した、不要になって捨てた、他人に譲渡した等の理由でモニタリングができなくなった場合、貸与事業者は20000円は受け取れないが、この場合の救済措置はあるのか？</p>	<p>この場合の救済措置は今の段階では考えていない。</p>